

・関東大震災 (1924)

・終戦 (1945)

・南淡町沼島の大火災 (1950)

・諫早水害 (1957)

・伊勢湾台風 (1959)

・新潟地震 (1964)

・松代群発地震 (1964)

・酒田大火 (1976)

・台風 17 号 (1976)

・日本海中部地震 (1983)

・三宅島噴火災害 (1983)

・雲仙普賢岳噴火災害 (1991) <1,505 戸・4 年半>

・鹿児島水害 (1993)

・北海道南西沖地震 (1993) <408 戸・3 年>

・阪神淡路大震災 (1995) <49,681 戸・5 年>

・新潟中越地震 (2004) <3,460 戸・3 年>

住宅が圧倒的に不足

応急仮設住宅がスラム化することを恐れ、国は応急仮設住宅供給に消極的

・厚生省によって戦災越冬住宅の建設

建設 6 年間で

1954 年に建設された応急仮設住宅が 1960 年までに 1,263 戸残る

スラム化の懸念の希薄化

・新潟地震  
2 年の供与期間を越えて被災者でない人の利用を懸念  
しかし、スラム化を恐れることはなくなる。

設置基準の趣旨の変化

「小屋掛け程度の極く簡単な住宅を設置し」  
→ 「簡単な住宅を仮設し」

・酒田大火

被災者の要望で被災地に近い場所に設置。仮設店舗もあり

第二の転換点

希望者全員に応急仮設住宅を供給

・雲仙普賢岳噴火災害  
希望者全員に応急仮設住宅を供給し、  
使用期間が 2 年を超えるようになる

## ○応急仮設住宅の供給思想の変遷

これまでの応急仮設住宅

「応急居住空間」供給は社会保護の一部と位置付け  
供給対象：「自らの視力では住宅を確保することができない者」

全ての被害者を対象としたものに変化

雲仙普賢岳 (1991) の噴火災以降の応急仮設住宅供給  
供給対象：社会的弱者のみを対象にした社会福祉的な位置付け

・日本海中部地震

希望に応じ、各自の敷地に建設することを承認

プレ協が一括受注が増える

孤独死が社会的問題に

コミュニティ確保の努力

以降、全ての都道府県が  
プレ協と協定を結ぶ

部屋数は 1 部屋で面積は平均 5 坪

・同潤会仮住宅 (1924)

平均 5 坪

平均 6 坪

平均 7 坪

平均 8 坪

(若干のオーバー可)

・台風 17 号  
2 戸に 1 浴室

・酒田大火  
部屋数は 2 部屋・面積は 7 坪

・沖永良部島台風災害

居住人数によって型別供給

・雲仙普賢岳噴火災害  
プレハブ+木造 (3 タイプ)

・北海道南西沖地震  
風呂なし、便所外置き (6 タイプ)

・阪神淡路大震災

・水廻り~ 3 in 1、断熱材無し

・高齢者・障害者向け仕様有

プレハブ+外国製プレハブ

地元 1 社が木質系を  
⇒好評

・新潟中越地震  
9 坪標準  
断熱材あり

延長措置合法化

## ○応急仮設住宅の建物の変遷

被災者全員の「応急居住空間」に対して何らかの公的支援を行う場合

- ・自力建設の仮設住宅に公的補助を行う、
- ・被災住宅の応急修理を公的に行う、
- ・震災復興として行われる都市計画事業の事業用仮設住宅を活用する等

多様な対策が必要

構造：杉材  
屋根：アスファルトルーフィング  
床：畳も敷かれていない

労務の 2/3 は自己労力

・パイプ式の組立式の応急仮設住宅

以降、プレハブに推移

(経過後：低家賃住宅に切り替え)

・日本海中部地震  
1 戸建て、長屋形式  
軽量鉄骨プレハブ

供与期間：基準

制限無し

2 年